

皆さまには、平素より格段のご高配を賜り、篤く御礼を申し上げます。

東日本大震災から4年が経過しました。住宅金融支援機構では、お借り入れいただいていた住宅ローンの返済方法の変更や災害復興住宅融資等に取り組み、被災された方々の生活再建を金融の面から支援してまいりました。また、被災された方々のニーズにきめ細かく対応するため、地方公共団体、建築士団体と連携し、各地で住宅再建相談会を開催しておりましたが、昨年度より民間金融機関とも協力して相談会を開催しております。そのほかにも、岩手県沿岸部の宅地供給が本格化する中、釜石市に三陸復興支援センターを開設するなど、融資相談などについてより迅速な対応を行える体制とし、地域の皆さまに寄り添った相談対応が出来るよう、被災された方々の利便性の向上を図ったところです。引き続き、東日本大震災からの復興のお役に立てるよう、地元の皆さまと連携を図りつつ、復興の後押しをしてまいります。

更に、機構では、東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていくため、従来締結していた協定の内容を見直し、地方公共団体と新たな「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」を締結する取組を進めております。今後とも、東日本大震災への対応を通じて学んだ知見や経験を今後の災害対応に活かせるよう、都道府県をはじめ地方公共団体との連携を強化してまいります。

フラット35は、全期間固定金利の住宅ローンを希望されるお客さまのニーズにお応えして、おかげさまで平成15年10月の取扱開始から昨年度末までで67万戸、残高で11兆円を超えるご利用をいただいております。引き続き、昨年12月に閣議決定されました政府の緊急経済対策に全力で取り組み、住宅市場の活性化と質の高い住宅の普及に寄与してまいります。更に、本年4月より、中古住宅の購入と併せて行うリフォーム工事の資金についてフラット35の対象とするなど、サービスの向上に努めており、これらの取組を通じ、良質な住宅ストックの形成や中古住宅市場の活性化といった住宅政策上の課題にも貢献してまいりたいと考えております。

フラット35の資金調達のためのMBS（資産担保証券）の発行も、発行額累計は20兆円を超え、本年度中に第100回の発行を迎えることが見込まれており、証券化市場のベンチマークとしてのご評価をいただくまでに至りました。引き続き、安定的にMBSを発行し、ベンチマーク性を高めることを通じて、我が国の証券化市場の育成に貢献してまいります。

また、民間金融機関との役割分担に配慮しつつ、密集市街地の改善、老朽マンションの建替えや耐震改修、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等政策的に重要な事業に対して融資を行うことに加えて、機構がこれまで蓄積してきた知見、経験を活かしたノウハウ面でのサポートを提供することが機構の役割であると認識しております。人口



減少や少子高齢化という深刻な社会状況を前に、地域と連携しながら、地域の抱えるニーズに応えるべく、地方創生を金融面から積極的に支援してまいります。

独立行政法人に移行して8年が経過し、その間様々な経営改革に取り組むことで、国からの補給金の廃止や証券化支援事業等の繰越欠損金の解消等の目標を着実に達成してまいりましたが、平成27年4月には独立行政法人通則法が改正され、独立行政法人にはこれまで以上に厳格なガバナンスと自律性の下、政策実施機能を発揮していくことが求められております。

機構としましても、これまでも積極的に取り組んでまいりました内部統制の充実に引き続き取り組むとともに、監事機能が強化されたことに加え、中立的立場の外部有識者で構成される「事業運営審議委員会」において、機構の事業運営についてご意見をいただく等、今後も透明性・効率性の高

い経営を行ってまいります。そして、住宅金融市場における安定的な資金供給を支援し、我が国の住生活の向上に貢献するため、少子高齢社会への対応、地方創生、大規模災害対策への取組を進めるとともに、良質な住宅ストック形成に向けた住宅ストック市場の活性化などの大きな課題に政策実施機関として積極的に取り組み、国民の皆さまや社会にとって必要とされる組織とご評価いただけるよう、役職員一丸となり業務に邁進してまいります。

今後とも、融資をご利用いただくお客さまをはじめ、民間金融機関、住宅事業者、地方公共団体、投資家の皆さまのご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

平成27年7月

独立行政法人 住宅金融支援機構

理事長 **加藤 利男**